



2023年5月12日

各 位

会社名 日鉄鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 森川 玲一
(コード番号 1515 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 野村 勉
(TEL 03-3284-0516)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月29日開催予定の当社第109回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実に資するため、2023年6月29日開催予定の当社第109回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更案第28条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第33条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年6月29日(木)
定款変更の効力発生予定日	2023年6月29日(木)

以 上

【別紙】

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (本文省略)	第1条～第3条 (現行のとおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条 (本文省略)	第5条 (現行のとおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (本文省略)	第6条 (現行のとおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削 除)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項 の規定により、取締役会の決議によっ て市場取引等により自己の株式を取得 することができる。</u>	
第8条～第12条 (本文省略)	第7条～第11条 (現行のとおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (本文省略)	第12条～第17条 (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>14</u> 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">②～③ (本文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10</u> 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">②～③ (現行のとおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (本文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">④ <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (本文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 37 条 (本文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 (本文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 32 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 33 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 (現行のとおり)</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日を基準日として <u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 40 条 (本文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 35 条 (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 109 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</u></p>

以 上